

**問 題** 司法書士法務一郎は、平成 29 年 7 月 25 日に事務所を訪れた別紙 1 の登記事項証明書の株式会社（以下「申請会社」という。）の代表取締役から、別紙 1 から別紙 4 のほか必要書類の交付を受け、別紙 5 のとおり事情を聴取した。

司法書士法務一郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、同日申請することができる登記の申請について必要な登記申請書の作成及び登記申請の代理を依頼された。司法書士法務一郎が当該依頼に基づいて同日本店所在地において登記の申請をする際の、登記所に提出する申請書に記載すべき事項のうち必要事項を答案用紙に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

（答案作成上の注意事項）

- 1 本問申請会社においては、明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めはないものとする。
- 2 別紙中、（中略）又は（以下省略）と記載されている部分は、有効な記載があるものとする。
- 3 登記すべき事項中、代表取締役の住所の記載は要しないものとする。
- 4 登記申請書に添付すべき書面は、すべて調べられており、議事録には所要の記名押印がされているものとする。
- 5 登記申請書に添付すべき書面について、他の書面を援用することができることが明らかなきは、これを援用しなければならない。
- 6 解答欄に記載すべき事項がない場合には、該当の解答欄に斜線を引く。

別紙 1

登記事項証明書の内容

商号 辰巳商事株式会社東京  
本店 東京都千代田区西神田二丁目 2 番 2 号  
公告をする方法 官報に掲載してする。  
会社成立の年月日 平成 18 年 4 月 1 日  
目的 1 事務用機器の販売  
2 前号に附帯する一切の事業

発行可能株式総数 1000 株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 300 株

各種の株式の数

普通株式 100 株

甲種類株式 200 株

資本金の額 金 200 万円

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには当会社の承認を要する。

当会社の株主が譲渡により当会社の株式を取得する場合には、当会社の承認があったものとみなす。

発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容

普通株式 600 株

甲種類株式 500 株

甲種類株主は、いつでも当会社に対して甲種類株式を金 2 万円で取得することを請求することができる。

役員に関する事項	取締役	甲野一郎	平成 27 年 6 月 29 日重任
	取締役	乙野次郎	平成 27 年 6 月 29 日重任
	<u>取締役</u>	<u>丙野三郎</u>	平成 26 年 6 月 29 日就任 平成 27 年 9 月 10 日死亡
	取締役	丁野四郎	平成 27 年 9 月 10 日就任
	取締役	戊野五郎	平成 28 年 6 月 28 日就任

東京都新宿区高田馬場三丁目3番3号

代表取締役 甲野一郎 平成27年6月29日就任

監査役 黒田苦勞 平成25年6月28日就任

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 設立

別紙2

平成 29 年 5 月 15 日臨時株主総会の議事概要

株主総数	9 名（普通株式の株主 3 名，甲種類株式の株主 6 名）
議決権を有する株主数	9 名
その議決権数	300 個
議決権を有する出席株主	8 名
その有する議決権数	230 個（普通株式の株主 2 名，甲種類株式の株主 6 名）

第 1 号議案 定款変更の件

議長は，下記の通り定款第 1 条に規定する当会社の商号を変更したい旨を述べ，その可否を諮ったところ，全員異議なく承認可決した。

変更前	変更後
(商号) 第 1 条 当会社の商号は，辰巳商事株式会社 東京と称する。	(商号) 第 1 条 当会社の商号は，株式会社辰巳商事 東京支部と称する。

第 2 号議案 定款変更の件

議長は，千代田商事株式会社との事業提携に向けて，定款第 2 条の目的を以下のように変更したい旨を述べ，その可否を諮ったところ，全員異議なく承認可決した。

変更前	変更後
(目的) 第 2 条 1 事務用機器の販売 2 前号に附帯する一切の事業	(目的) 第 2 条 1 O A 機器の販売 2 L A N 工事の受託 3 前各号に附帯する一切の事業

## 第3号議案 定款変更の件

議長は、定款第18条の株式の譲渡制限に関する規定を次のとおり変更したい旨を述べ、その可否について諮ったところ、賛成1名（この議決権155個）により、承認可決した。

変更前	変更後
<p>(株式の譲渡制限に関する規定)</p> <p>第18条 当会社の株式を譲渡により取得するには当会社の承認を要する。</p> <p>②当会社の株主が譲渡により当会社の株式を取得する場合には、当会社の承認があったものとみなす。</p>	<p>(株式の譲渡制限に関する規定)</p> <p>第18条 当会社の株式を譲渡により取得するには当会社の承認を要する。</p> <p>②当会社の株主が譲渡により当会社の普通株式を取得する場合には、当会社の承認があったものとみなす。</p>

## 第4号議案 監査役選任の件

議長は、本年5月1日に監査役黒田苦勞が死亡したことを述べ、本総会において後任者を選任したい旨を述べたところ、赤橋花子を推す旨の発言が議場よりあり、その選任の可否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

赤橋花子は、席上直ちに就任の承諾をする旨の発言をした。

(一以下、省略一)

別紙 3

平成 29 年 6 月 28 日 定時株主総会の議事概要

株主総数	9 名（普通株式の株主 3 名，甲種類株式の株主 6 名）
議決権を有する株主数	9 名
その議決権数	300 個
議決権を有する出席株主	8 名（普通株式の株主 2 名，甲種類株式の株主 6 名）
その有する議決権数	230 個

第 1 号 平成 28 年度計算書類の承認の件  
(一中略一)

第 2 号 募集株式発行の件

議長は，下記の内容で募集株式を発行したい旨を述べ，その可否を諮ったところ，全員異議なく承認可決した。

募集株式の発行に関する件

i 募集株式の数

甲種類株式 100 株

ii 募集株式の払込金額

金 1 万円

iii 払込の期間 平成 29 年 7 月 1 日から同月 5 日

vi 増加する資本金の額及び準備金の額

資本金 金 100 万円

資本準備金 金 0 円

第 3 号 募集株式発行の件

議長は，下記の内容で募集株式を発行したい旨を述べ，その可否を諮ったところ，全員異議なく承認可決した。

募集株式の発行に関する件

i 募集株式の数

普通株式 400 株

- ii 募集株式の払込金額  
金 1 万円
- iii 募集株式の発行方法  
普通株式を有する株主に割当を受ける権利を与える。
- iv 引受の申込みの期日  
平成 29 年 6 月 30 日
- v 払込の期間 平成 29 年 7 月 1 日から同月 5 日
- vi 増加する資本金の額及び準備金の額  
資本金 金 400 万円  
資本準備金 金 0 円

#### 第 4 号 募集株式発行の件

議長は、下記の内容で募集株式を発行したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

募集株式の発行に関する件

- i 募集株式の数  
普通株式 100 株
- ii 募集株式の払込金額  
金 1 万円
- iii 募集株式の発行方法  
甲種類株式を有する株主に割当を受ける権利を与える。
- iv 引受の申込みの期日  
平成 29 年 7 月 3 日
- v 払込の期間 平成 29 年 7 月 8 日から同月 12 日
- vi 増加する資本金の額及び準備金の額  
資本金 金 100 万円  
資本準備金 金 0 円

#### 第 5 号 定款変更の件

議長は、下記定款第 25 条の代表取締役の選定に関する規定を廃止したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

変更前	変更後
(代表取締役の選定) 第 25 条 当社は、取締役の互選により代表取締役 1 名を定める。	【削る】

第 6 号 取締役選任の件

議長は、取締役の任期満了による後任者選任の必要がある旨を述べ、その選任について諮ったところ、甲野一郎、乙野次郎及び丁野四郎を推す旨の発言が議場よりあり、その選任の可否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

なお、被選任者は直ちに就任を承諾した。

(一以下、省略一)



別紙 4

平成 29 年 7 月 15 日に取締役甲野一郎と乙野次郎の合意によって定めた事項

決定事項 1 支店の設置

平成 29 年 7 月 20 日付をもって、東京都新宿区西新宿一丁目 4 番 4 号に支店を設置する。

決定事項 2 支配人選任

決定事項 1 で設置する支店に、支配人として取締役戊野五郎（住所 東京都府中市本町一丁目 2 番 3 号）を置く。

(一以下，省略一)

別紙 5

司法書士の聴取記録

- 1 平成 29 年 5 月 1 日に監査役黒田苦勞が死亡し、その旨の記載のある戸籍事項証明書が同居の家族から申請会社に提出されている。
- 2 別紙 2 及び別紙 3 の株主総会は甲野一郎が議長を務め、当該総会にかかる議事録には、甲野一郎の記名押印（登記所届出印）がある。
- 3 赤橋花子は、平成 29 年 5 月 16 日に、就任承諾書（氏名住所の記載があり、市区町村登録印が押印されている）を提出している。
- 4 別紙 3 第 2 号議案に関し、平成 29 年 6 月 29 日に募集株式について山田二郎が、申請会社と総数を引き受ける旨の契約を締結した。  
山田二郎は、同年 7 月 3 日に引受にかかる募集株式について全額の払込みを指定された銀行において行った。
- 5 別紙 3 第 3 号議案に関し、平成 29 年 6 月 30 日に募集株式について申請会社の普通株式を有する株主全員が引受の申込みを行った。  
引受を行った株主全員は、同年 7 月 3 日に引受にかかる募集株式について全額の払込みを指定された銀行において行った。
- 6 別紙 3 第 4 号議案に関し、平成 29 年 7 月 3 日に募集株式について申請会社の甲種類株式を有する株主全員が引受の申込みを行った。  
引受を行った株主全員は、同年 7 月 12 日に引受にかかる募集株式について全額の払込みを指定された銀行において行った。
- 7 取締役丁野四郎は、平成 26 年 6 月 29 日の定時株主総会で補欠取締役として選任され、平成 27 年 9 月 10 日に取締役であった丙野三郎の死亡によって就任した者である。
- 8 取締役戊野五郎は、平成 28 年 6 月 26 日に開催終了した定時株主総会で選任され、同月 28 日に就任の承諾をした者であり、別紙 1 記載の取締役戊野五郎及び丁野四郎以外の他の役員は選任と同時に就任した者である。
- 9 登記すべき事項に関して甲種類株式の種類株主総会の決議を要する場合には、すべて適法に当該決議がなされ、当該決議に関する種類株主総会議事録が作成されている。なお、当該種類株主総会及び別紙 2 並びに別紙 3 の株主総会以外に、申請会社においては平成 29 年に株主総会及び種類株主総会は招集されていない。
- 10 別紙 4 決定事項 1 に係る支店の設置は、決定事項通りになされた。

11 申請会社の定款には、次のような定めがある。

- ① 定時株主総会における議決権行使にかかる基準日は3月31日とする。
- ② 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- ③ 取締役の員数は4名以上、監査役の員数は1名以上とする。
- ④ 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ⑤ 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ⑥ 当会社の補欠役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議の日から2年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。
- ⑦ 業務執行権を有する取締役は、設立時からの取締役である甲野一郎及び乙野次郎として、当会社の業務執行の決定は同人らの全員一致によってする。



【MEMO】

【解答例】

【登記の事由】

商号変更  
目的変更  
募集株式の発行  
株式の譲渡制限に関する規定の変更  
取締役，代表取締役及び監査役の変更  
支店設置

【登記すべき事項】

平成29年5月15日変更  
商号 株式会社辰巳商事東京支部

平成29年5月15日変更  
目的 1 OA機器の販売  
2 LAN工事の受託  
3 前各号に附帯する一切の事業

平成29年7月3日変更  
発行済株式の総数 700株  
各種の株式の数  
普通株式 500株  
甲種類株式 200株  
資本金の額 金600万円

平成29年5月15日変更  
株式の譲渡制限に関する規定  
当会社の株式を譲渡により取得するには当会社の承認を要する。  
当会社の株主が譲渡により当会社の普通株式を取得する場合には，当会社の承認があったものとみなす。

平成28年6月26日取締役丁野四郎退任  
平成29年5月1日監査役黒田苦勞死亡  
平成29年5月16日監査役赤橋花子就任  
平成29年6月28日次の者重任  
取締役甲野一郎，同乙野次郎  
代表取締役 甲野一郎

平成29年6月28日次の者就任

取締役 丁野 四郎

代表取締役 乙野 次郎

代表取締役 丁野 四郎

平成29年6月28日代表権付与

代表取締役 戊野 五郎

平成29年7月20日設置

支店 東京都新宿区西新宿一丁目4番4号に支店を設置

**【登録免許税額】**

金13万円

**【添付書面の名称及び通数】**

定款	1 通
株主総会議事録	4 通
甲種類株主総会議事録	1 通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	3 通
株主全員の申込期日の通知期間短縮の同意書	3 通
募集株式の引受けの申込みを証する書面	3 通
払込みがあったことを証する書面	1 通
資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面	1 通
取締役の就任承諾書は株主総会議事録の記載を援用する	
監査役の就任承諾書	1 通
監査役の本人確認証明書	1 通
監査役黒田苦勞が死亡したことを証する書面	1 通
ある取締役の一致を証する書面	1 通
委任状	1 通

**【論 点】**

1. 商号変更
2. 目的変更
3. 株式の譲渡制限に関する規定の変更
4. 非公開会社の募集株式の発行（第三者割当て）
5. 非公開会社の募集株式の発行（株主割当て）
6. 役員の変更
7. 支店の設置及び支配人の選任

**【解 説】**

1. 商号変更

- (1) 商号変更（別紙2 第1号議案）

株式会社が、その商号中に「支部」という文字を使用することについては、組織の実態は様々であることから、登記することができるとされている（平21.7.16民商1679）。

そして、商号を変更する定款の変更には、株主総会の特別決議を要するが（会社法466条、309条2項11号）、本間における決議は有効に決議要件を満たしている。よって、商号変更の登記を申請することになる。

- (2) 登録免許税

金3万円（登免法別表1.24.(1)ツ）

- (3) 添付書類

- ① 株主総会議事録（商登法46条2項）
- ② 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）（商登規61条3項）
- ③ 委任状（商登法18条）

2. 目的変更

- (1) 目的変更（別紙2 第2号議案）

目的を変更する定款の変更には、株主総会の特別決議を要するが（会社法466条、309条2項11号）、本間における決議は有効に決議要件を満たしている。そして、目的の登記にローマ字を用いることについては、「OA機器」、「LAN工事」等、ローマ字を含む表記が社会的に認知されている語句は使用して差し支えないものとされている（平14.10.7民商2365）。よって、目的変更の登記を申請することになる。

- (2) 登録免許税

金3万円（登免法別表1.24.(1)ツ）

- (3) 添付書類

- ① 株主総会議事録（商登法46条2項）



- ② 株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）（商登規 61 条 3 項）
- ③ 委任状（商登法 18 条）

### 3. 株式の譲渡制限に関する規定の変更

#### (1) 株式の譲渡制限に関する規定の変更（別紙 2 第 3 号議案）

株式の譲渡制限に関する規定を変更する定款の変更には，株主総会の特別決議を要する（会社法 466 条，309 条 2 項 11 号）。そして，本間における決議は有効に決議要件を満たしている。よって，株式の譲渡制限に関する規定の変更の登記を申請することになる。

なお，種類株式発行会社において，株式譲渡制限の定めの変更が，ある種類の株主に損害を及ぼすおそれがある場合には，当該種類の株式を有する種類株主を構成員とする種類株主総会の承認を要する（会社法 322 条 1 項）ところ，本間における変更については，普通株式についてはその有する株主に損害を及ぼすおそれはないものとされ，甲種類株式の種類株主総会は適法に決議されている（別紙 5 聴取記録 9）ことから，甲種類株主総会議事録を添付する。

#### (2) 登録免許税

金 3 万円（登免法別表 1. 24. (1) ツ）

#### (3) 添付書類

- ① 株主総会議事録（商登法 46 条 2 項）
- ② 甲種類株主総会議事録（商登法 46 条 2 項）
- ③ 株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）（商登規 61 条 3 項）
- ④ 委任状（商登法 18 条）

### 4. 非公開会社の募集株式の発行（第三者割当て）

公開会社でない会社は，株主総会の特別決議で，募集株式について会社法 199 条 1 項各号に掲げる事項を定めなければならない（会社法 199 条 1 項，2 項，309 条 2 項 5 号）。

そして，本間申請会社の平成 29 年 6 月 28 日の定時株主総会の第 2 号議案において，有効に決議されている。

また，第 4 号議案では甲種類株主に株式の割当てを受ける権利を与えているが，これは異なる種類の株式を割り当てるものなので，株主割当てによる募集株式の発行ではなく，第三者割当てによる募集株式の発行である。

なお，種類株式発行会社において募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは，当該種類の株式に関する募集事項の決定は，当該種類の株式を引き受ける者の募集について当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き，当該種類株主総会の決議がなければ，その効力を生じないが，当該種類の

株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、当該種類株主総会の決議は不要とされる（会社法 199 条 4 項）。

本問申請会社は、第 2 号議案の募集株式の対象である甲種類株式の種類株主総会は適法に決議されているが、第 4 号議案の対象である普通株主の種類株主総会は開催されていない（別紙 5 聴取記録 9）。よって、第 4 号議案の募集株式の発行による変更の登記は申請することができない。

次に、定款に別段の定めがない限り、株主総会の決議により当該譲渡制限株式について募集株式の割当てを要するが（会社法 204 条 1 項、2 項）、募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、当該決議を要しない（会社法 205 条 1 項）。もっとも、この場合であっても、定款に別段の定めのない限り、総数引受契約について株主総会の承認を受けなければならない（会社法 205 条 2 項）。

本問申請会社は、第 2 号議案の募集株式につき総数引受契約を締結しているが、この契約について、株主総会の承認を得ていない。よって、当該募集株式の発行は効力を生じないため、募集株式の発行による変更の登記を申請することはできない。

## 5. 非公開会社の募集株式の発行（株主割当て）

(1) 公開会社でない会社は、株主割当ての募集株式を行うことができるが、その場合、株主総会の特別決議で、募集株式について会社法 199 条 1 項各号に掲げる事項のほか、会社法 202 条 1 項各号に掲げる事項を定めなければならない（会社法 199 条 1 項、2 項、201 条 1 項、3 項 4 号、309 条 2 項 5 号）。

本問申請会社の平成 29 年 6 月 28 日の定時株主総会の第 3 号議案において募集株式の発行については、有効に決議がなされている。そして、株主全員が引受の申込期日に引受の申込みを行い、払込期間の終日までに全額の払込みがなされている（別紙 5 聴取記録 5）。よって、募集株式の発行による変更の登記を申請することになる。

なお、種類株式発行会社が譲渡制限株式につき募集株式を発行する場合において、ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じないが（会社法 322 条 1 項 4 号）、当該募集株式の発行に関しては、普通株式を有する株主に損害を及ぼすものではないとされているため、普通株式の種類株主総会の決議は不要である。

(2) 登録免許税

募集株式の発行による変更の登記の際に納付すべき登録免許税額は、増加した資本金の額に 1000 分の 7 を乗じた額である。ただし、これによって計算した額が 3 万円に満たない場合には申請件数 1 件につき 3 万円である（登免法別表 1. 24. (1) 二）。

(3) 添付書類

① 株主総会議事録（商登法 46 条 2 項）

- ② 株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）（商登規 61 条 3 項）
- ③ 募集株式の引受けの申込みを証する書面（商登法 56 条 1 号）
- ④ 払込みがあったことを証する書面（商登法 56 条 2 号）
- ⑤ 資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規 61 条 9 項）
- ⑥ 株主全員の申込期間の通知期間短縮の同意書（商登法 46 条 1 項）
- ⑦ 委任状（商登法 18 条）

## 6. 役員の変更

### (1) 役員の変更（別紙 2 第 4 号議案，別紙 3 第 6 号議案）

#### ① 取締役の変更

取締役の任期は，原則として，選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである（会社法 332 条 1 項本文）。

申請会社においては，取締役の任期について会社法と異なる任期を定めてはならず（別紙 5 聴取記録 11④），定款で定めた事業年度（別紙 5 聴取記録 11②）及び選任の年月日（別紙 1 及び別紙 5 聴取記録 7）から，取締役甲野一郎及び乙野次郎が平成 29 年の定時総会終結時に任期満了により退任することがわかる。

また，取締役丁野四郎の登記事項証明書記載の就任日は，平成 27 年 9 月 10 日であるが，平成 26 年 6 月 29 日に選任された補欠取締役（会社法 329 条 3 項）であるとされている（別紙 5 聴取記録 7）。従って，丁野四郎は，平成 28 年の定時総会終結時に任期満了により退任しており，その日付は平成 28 年 6 月 26 日である（別紙 5 聴取記録 8 の記載より）。ただし，定款に取締役の員数は 4 名以上とあるので（別紙 5 聴取記録 11 ③），取締役としての権利義務を有する（会社法 346 条 1 項）。

そして，平成 29 年 6 月 28 日の定時株主総会において，甲野一郎，乙野次郎及び丁野四郎の 3 名は，取締役に選任されている。この選任決議は，有効に決議要件を満たしている。よって，甲野一郎及び乙野次郎は重任となるため，重任の登記を申請することになり，丁野四郎については，退任及び就任の登記を申請することになる。

#### ② 代表取締役の変更

代表取締役とは，会社を代表する取締役である（会社法 47 条 1 項）。そして，取締役は，原則として会社を代表する（会社法 349 条 1 項本文）。従って，取締役は原則として，すべて代表取締役である。

申請会社においては，定款に取締役の互選によって代表取締役を定める旨の規定があったところ，取締役の任期満了及びこれに伴う代表取締役の退任に際して，その互選規定が廃止されているので（別紙 3 第 5 号議案），甲野一郎，乙野次郎及び丁野四郎の 3 名は会社を代表する取締役として選任されたことになる。よって，甲野一郎について

は代表取締役としても重任し、乙野次郎及び丁野四郎については代表取締役として就任する旨の登記を申請することになる。

また、戊野五郎は取締役としての地位に変動はないが、互選の規定が廃止されたことによって、代表権が復活し、代表取締役としての登記を要することになり、その原因は「代表権付与」である。

③ 監査役の変更

監査役黒田苦勞は平成 29 年 5 月 1 日に死亡しているため、同日退任し、後任として赤橋花子が平成 29 年 5 月 15 日に選任され（別紙 2 第 4 号議案）、翌 16 日に就任承諾書を提出しているため（別紙 5 聴取記録 3）、黒田苦勞については退任、赤橋花子については就任の登記を申請することになる。

(2) 登録免許税

金 1 万円（登免法別表 1. 24. (1) カ括弧書）

(3) 添付書類

① 定款（商登規 61 条 1 項）

② 株主総会議事録（商登法 46 条 2 項）

③ 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）（商登規 61 条 3 項）

④ 就任承諾書（商登法 54 条 1 項）

取締役の就任承諾書は株主総会議事録の記載を援用する。

⑤ 監査役の本人確認証明書（商登規 61 条 7 項）

⑥ 監査役黒田苦勞が死亡したことを証する書面（商登法 54 条 4 項）

⑦ 委任状（商登法 18 条）

※ 印鑑証明書については、取締役の就任承諾書の印鑑についての印鑑証明書（商登規 61 条 4 項）は、再任なので添付を要せず、株主総会議事録の印鑑についても変更前の代表取締役甲野一郎が登記所届出印を押印している（別紙 5 聴取記録 2）ので添付不要である（商登規 61 条 6 項ただし書）。

※ 就任承諾書につき議事録の記載を援用する場合、選任された者の本人確認証明書が添付書面となる場合は、当該議事録に取締役及び監査役の住所が記載されている必要があり、当該議事録に住所の記載がなければ、別途、就任承諾書を添付しなければならない（平 27. 2. 20 民商 18）。

本問においては、別紙 3 第 6 号議案により選任された取締役は全員再任にあたるため、取締役については本人確認証明書の添付を要しないが、監査役赤橋花子については本人確認証明書の添付を要するため、就任承諾書につき議事録の記載を援用するには当該議事録に住所の記載が必要であるが、その旨の記載がないため、別途、就任承諾書を添付することを要する。

## 7. 支店の設置及び支配人の選任

### (1) ① 支店の設置

支店の設置は、取締役の過半数の一致（取締役会設置会社においては、取締役会決議）により、移転の時期と場所を定めることにより行う。

支店を設置した場合には、本店所在地のほか、設置にかかる支店の所在地においてもその登記を行う。

本問申請会社は平成 29 年 7 月 15 日に取締役甲野一郎と取締役乙野次郎の合意によって支店設置について定めている。定款の定めにより同人らによる決定は有効である（別紙 5 聴取記録 11⑦，会社法 348 条 1 項）。また、本問の問題文より、本店所在地において申請する際の必要事項のみ解答すれば足りる。

### ② 支配人の選任

支配人の選任は取締役の過半数の一致により行う。支配人を選任した場合には、本店所在地においてその登記をする必要がある。

会社の取締役と支配人の地位を兼ねることはできるが、会社の代表者と支配人の地位を兼ねることはできない。したがって、代表取締役を支配人とする支配人選任の登記がされた場合、商登法 24 条 10 号の却下事由に該当し、却下される（昭 40.1.19 民甲 104）。

本問申請会社は平成 29 年 7 月 15 日に取締役甲野一郎と取締役乙野次郎の合意によって支配人として戊野五郎を選任する決定をしている。定款の定めにより、甲野一郎と乙野次郎の決定で支配人を選任することができる（別紙 5 聴取記録 11⑦，会社法 348 条 1 項）が、戊野五郎は平成 29 年 6 月 28 日に代表権付与により代表取締役になっているため、支配人の地位を兼ねることはできない。よって、支配人の選任の登記を申請することはできない。

### (2) 登録免許税

支店の設置は、支店 1 か所につき金 6 万円である（登免法別表 1.24.(1)ル）。

### (3) 添付書類

- ① 定款
- ② ある取締役の一致を証する書面（商登法 46 条 1 項）
- ③ 委任状（商登法 18 条）